

伝統文化の夢舞台開催事業 業務委託 仕様書

1 業務概要

(1) 業務名

伝統文化の夢舞台開催事業 業務委託

(2) 業務の趣旨・目的

高齢化や人口減少に伴う後継者不足等により、地域で伝承されている伝統文化の継承が課題となる現状に加え、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による行催事の中止や活動自粛等により、継承の危機に拍車がかかる状況である。

地域の伝統文化の継承に取り組む保存団体等で活動する次代を担う子どもたちを対象に、日頃の活動の成果を披露する機会を創出することで、伝統文化の次世代育成に繋げる。

また、文化庁の京都移転を契機とし、京都から地域の伝統文化の魅力発信を行うことで、地域で育まれた伝統文化の魅力の再発見を促す。

(3) 業務期間

委託契約締結日から令和5年1月31日まで

(4) 内容

ア 開催日

令和4年11月23日（水）（予定）

※荒天の場合、前日までに開催の可否を委託者が決定する。

イ 開催時間

午前10時から午後4時まで（予定）

ウ 会場

けいはんなプラザ（〒619-0237 京都府相楽郡精華町光台 1-7）

※委託者よりけいはんなプラザ全館予約済

エ 実施内容

(1) 発表ステージ

- ・「子どもたち（小中学生※）（以下、子どもたち）」による伝統文化の発表

- ※小中学生が演目の中心となる（例えば、演舞が小中学生、演奏が大人など）

- ・プロの芸術家による伝統文化の発表

(2) ステージほか

- ・関西地域の伝統文化や伝統工芸の保存、伝承そして魅力を伝える体験型ワークショップ

- ・関西地域の伝統工芸品（西陣織、友禅染）や伝統文化（華道・陶芸など）作品の展示・販売

- ・関西広域連合PRブース

(3) オンライン伝統文化体験学習（事前学習）

(5) 入場料

無料

(6) 主催

文化芸術発信強化実行委員会（以下「実行委員会」という。）

2 業務内容

(1) 全体企画に関すること

上記 1 (4)を踏まえて、日本の伝統文化に勤しむ関西地域の子どもたちの夢舞台を開催することで、広く日本の文化の魅力を伝え、関西各地での伝統文化の次世代育成につながる企画内容とすること。

ア 共通事項

- ・ 会場費及び付属設備に要する経費は、受託者で負担すること。
- ・ 来場者が発表ステージ、体験型ワークショップなど、多くの内容を体験できる構成等を企画提案すること。
- ・ 酒類の提供や販売は行わないこと。
- ・ 館内での飲食は可能

イ 発表ステージ

(ア) 共通事項

- ・ 司会者を配置することとし、当該司会者については、 伝統文化に関心が深く、かつ来場者に伝統文化について広く関心を持たせる進行が見込める者を選定すること。

(イ) 子どもたちによる伝統文化の発表

- ・ 関西地域の保存団体等で活動する次代を担う子どもたちによる地域の伝統芸能等の発表とする。
- ・ 発表者は、委託者が選定する。
- ・ 発表数は7組程度とし、1組の発表時間（舞台転換含む）は15分程度とすること。
- ・ 発表者を、会場で映像やパネル等を通じて紹介すること。
- ・ 表彰や順位付け等を行わない。

(ウ) プロの芸術家による伝統文化の発表

- ・ 歌舞伎、落語、浄瑠璃、日本舞踊等においてプロの芸術家として活躍しており、子どもたちが同じ舞台に立つことに喜びを感じられる出演者を1人（1団体）以上を提案すること。なお、提案する出演者には、(イ)の発表者の演目に対する講評を行うこととする。
- ・ 伝統文化への興味関心を幅広い層に訴求するような演目及び内容を提案すること。
- ・ (イ)の発表者の演目に対する講評をすること。

ウ ステージほか

(ア) 共通事項

- ・ 幅広い層に文化への興味関心を抱かせるような内容とすること。

- ・ 1 (2) 目的が達成できる開催時間を設定すること。なお、イ(イ)(ウ)と両方参加できる時間設定を提案すること。
- (イ) 関西地域の伝統文化や伝統工芸の保存、伝承そして魅力を伝える体験型ワークショップの実施
 - ・ 関西地域の伝統文化や伝統工芸を体験できる企画とし、体験内容を具体的に提案すること。
 - ・ 子どもたちに分かりやすい解説等、興味関心を引く内容を企画すること。
 - ・ 講師は受託者が提案すること。
 - ・ 提案した伝統文化や伝統工芸の狙いや期待する効果などを明確にすること。
- (ウ) 関西地域の伝統工芸（西陣織、友禅染）や伝統文化（華道・陶芸など）作品の展示・販売
 - ・ 幅広い層が関心を持つような展示等を設け、複数の作品の展示・販売が設定されていることが望ましい。
 - 例：民俗芸能の衣装展、西陣織の工法展
 - ・ 展示や販売に係る設えは、受託者で調達すること。
- (エ) 関西広域連合 PR 展示ブース
 - ・ 関西広域連合構成府県市が地元文化のPRができる展示ブースを設えること。（展示内容は委託者が決定する。）
 - ・ 12 構成府県市分を受託者で用意すること。
 - 例：バックパネル、銘板、白布、映像用モニター等
 - ・ 構成府県市の展示物の送料等については、受託者で負担すること。（12 構成府県市分を想定すること）
 - ・ 来場者が上記展示ブースに興味関心を持つように工夫すること。
- エ オンライン伝統文化体験学習（事前学習）
 - ・ 実演や説明を行い、オンラインによりライブ配信し、自宅で文化体験ができるようにすること。
 - 例：茶道、華道、陶芸、歌舞伎、落語、浄瑠璃、日本舞踊等
 - ・ 実施回数は2回以上とし、各回50人までとすること
 - ・ 開催日、配信会場、撮影、配信方法等を工夫し、設定すること。
 - ・ オンライン伝統文化体験学習を受けたものが、当日の参加に繋がる工夫をすること。
 - ・ 参加者（小中学生等）が楽しく学びながら文化に親しみを持てる内容を提案すること
 - ・ 参加者が出演者に質問できるよう工夫すること。
 - ・ 配信時間は視聴効果が高くなるよう提案すること。
 - ・ 本事業の目的を踏まえた講師の提案をすること

(2) 運営に関する事

ア 運営体制の整備

- ・ 本委託業務の運営に係るスケジュール、経費の管理及び本業務の企画・運営・事

務等の実務を行うための体制を整備すること。

- ・ スケジュール表（工程表）を契約締結後速やかに実行委員会に提出すること。
- ・ 業務責任者を含む必要な体制を整え、円滑な進行管理・運営管理を行うこと。
- ・ 本業務開催中、必要な情報を収集し、全体を統括する責任者及び全体の企画・運営に必要な人員を配置して実施すること。
- ・ 自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態に適切な措置を講じること。
- ・ 実行委員会や関係機関等との打合せを行った場合は、速やかに報告書を作成し、実行委員会に提出すること。

イ 運営計画等の作成

- ・ 運営計画を企画し、運営マニュアル、会場配置図・配員図等を作成すること。
- ・ 開催における安全管理マニュアルを作成すること。

ウ 出演者（子どもたち）

- ・ 事業実施が円滑に行われるように、発表に向けた準備及び発表当日の演出調整を行うこと。また、荷物の搬入・搬出、その他出演に係る必要な経費の支払いを行うこと。

※演出等について出演者と事前に調整をすること。

※出演者については、委託者が決定する。

- ・ 出演者等の謝金・旅費等は受託者で負担し、支払いを行うこと。

エ 出演者（プロの芸術家 ※体験講師等含む）

- ・ 本事業の目的を踏まえた出演者等を実行委員会との協議の上決定し、手配すること。
- ・ 出演者等との連絡調整や対応は、受託者が行うこと。
- ・ 出演者等の謝金・旅費等は受託者で負担し、支払いを行うこと。

オ 会場警備・誘導・案内業務

- ・ 来場者の導線確保等、誘導計画を作成すること。
- ・ 会場案内、誘導案内について、施設管理者と事前に調整を行い、来場者及び参加者の安全を確保すること。
- ・ 駐車場の誘導員を配置すること

カ 会場設営

- ・ 本事業の開催に際し、必要な設備の搬入搬出・設営及び撤去を行うこと。
- ・ 受託者は設営に当たって、必要な物品の確認・手配、設備の準備等について、実行委員会及び施設管理者と事前に調整すること。
- ・ 本事業で発生したごみは、受託者の責任において対応すること。
- ・ 搬入搬出・設営及び撤去に係る経路等については、実行委員会及び施設管理者と事前に調整を行い、安全の確保に留意すること。

キ オンライン文化体験学習

- ・ 講師等との連絡調整や対応は、受託者が行うこと。

- ・ 講師等の謝金・旅費等は受託者で負担し、支払いを行うこと。
- ・ 進行管理（タイムテーブル、運営マニュアルその他資料作成含む）の実施。

ク その他

- ・ 本業務の開催に必要な法定手続等や調整を行うこと。

(3) 広報に関する業務

ア 参加者の募集に関すること

- ・ 体験型ワークショップ及びオンライン文化体験学習は、原則事前申込制とすること。
- ・ 募集に関する事務は、全て受託者で行うこと。
- ・ 募集における申込や受付方法は、希望者が申込しやすい手法を検討すること。

イ 開催告知に関すること

- ・ 本事業の実施及び参加者募集を京都府から関西各地に周知するために、広報・宣伝活動を実施すること。作成した広報物、掲載記事等は実行委員会に提出すること。提案にあたっては、本委託事業の目的を踏まえた広報媒体・方法等、戦略的な広報計画を作成すること。

○ 広報・宣伝活動の実施例

- ・ ポスター、チラシ等の制作、配布
- ・ 広告出稿（ウェブ、新聞、雑誌、交通等）
- ・ プレスリリース配信
- ・ SNS等での情報発信 等

ウ 本事業開催当日の配布資料に関すること

- ・ 参加者へ配布する「全体スケジュール」「発表ステージ用資料」「出演者、出展者紹介資料」「アンケート用紙」、その他必要な資料を作成・印刷すること。
- ・ 内容、部数については、実行委員会と協議の上、最終決定すること。

エ 外観や会場風景等の写真や動画などの記録を撮影すること。実行委員会から提供依頼を受けた場合は、協力すること。

(4) 報告書等の提出

事業内容を写真等で記録し、実施内容、課題考察、来場者数等を記載した実施結果報告書を下記のとおり提出すること。合わせて、来場者及び出演者にアンケートを行い、結果を集計・分析して提出すること。

- 実施結果報告書、アンケート結果（いずれもA4版） 2部
- 同上 電子データ 1部（メール提出）

(5) 成果品の帰属

ア 本事業に関する著作権（広報等において制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て実行委員会に帰属する。

イ 本委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じた時は、実行委員会に不利益が生じないよう受託者の責任においてこれを処理するも

のとする。

3 新型コロナウイルス感染症の拡大防止について

本提案については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じることを必須とし、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針等を踏まえ、対策を十分に検討し、その内容を具体的に提案すること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初想定していた企画が実施できない場合は、予算の範囲内でオンライン配信等の代替案を提案し、委託者と協議の上、業務を実施すること。

4 事業の中止等に係る対応について

やむを得ない事由により、本業務の開催が困難になった場合は、実行委員会の指示を受けた上で当該事業の全部又は一部を中止することとする。この場合の代替措置については、協議の上、決定するものとする。

5 委託業務遂行上の留意点

- (1) 最終的な委託業務内容については、採択後に実行委員会と協議の上、決定する。
- (2) 受託者は、業務遂行に当たり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、委託者の意図及び目的を十分に理解した上、適正な業務及び経費の執行に努めること。
- (3) 受託者は、実行委員会及び会場の施設管理者等と協議・調整を行い、業務を遂行すること。
- (4) 受託者は、業務中に知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、来場者及び出演者等の個人情報の取扱いについては、契約書による。
- (5) 本委託業務のために著作物を使用する場合、使用許諾に係る一切の手続き及び経費の負担は受託者が行うこと。
- (6) 受託者は、業務遂行に当たり、実行委員会と綿密な情報交換を行うとともに、企画・運営内容の具体化など判断を要する場合や本仕様書に定めのない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、実行委員会と協議の上、決定すること。
- (7) 事業開催に関し、損害賠償保険、傷害保険等必要な保険に加入すること。